○国土交通省告示第八百七十七号

広島空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十三日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　空港の名称及び位置　広島空港　広島県三原市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成十一年運輸省告示第五百九十号及び平成十二年運輸省告示第四百十四号を参照）
イ　誘導路
延長　三千二百八十メートル
ロ　エプロン
面積　十二万二千百五平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十七年七月二十三日

○国土交通省告示第八百七十八号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十三日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十六年国土交通省告示第千二十八号を参照。）
誘導路
延長　四万三千四百四十三メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十七年八月二十日

○国土交通省告示第八百七十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十三日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表函館ＶＯＲの項の次に次のように加える。

大谷上蟻にＤＭＥ同じ	青森県青森市	N40° 44′ E140° 42′	111.05	200な	しＯＴＥ	24時間	平成27年8月20日	大谷ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
鷹巣上蟻にＶＯＲ同じ	秋田県北秋田市	N40° 12′ E140° 22′	117.2	100な	しＴＮＥ	8時から19時30分まで	平成27年8月20日	鷹巣ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第一項の表青森ＶＯＲの項中「平成11年９月９日から供用再開」を「平成27年８月20日から平成27年11月11日まで供用休止」に改め、同表大館ＶＯＲの項中「平成10年７月18日」の次に「（平成27年８月20日から平成27年11月11日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

大谷上蟻にＤＭＥ同じ	青森県青森市	N40° 44′ E140° 42′	1,134	3な	しＯＴＥ	24時間	平成27年8月20日	大谷ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
鷹巣上蟻にＤＭＥ同じ	秋田県北秋田市	N40° 12′ E140° 22′	1,206	1.5な	しＴＮＥ	8時から19時30分まで	平成27年8月20日	鷹巣ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第三項の表中標津ＩＬＳの項中「中標津空港及びその周辺」を「中標津空港内」に、「080°」を「079°」に改め、同表能登ＩＬＳの項中「能登空港及びその周辺」を「能登空港内」に改め、「平成15年７月７日」の次に「（平成27年８月20日から平成27年11月11日まで供用休止）」を加え、同表大分ＩＬＳの項中「平成13年11月29日から供用再開」を「平成27年８月20日から平成27年12月９日まで供用休止」に改める。

第四項の表東北ＤＭＥの項の次に次のように加える。

大谷上蟻にＤＭＥ同じ	青森県青森市	N40° 44′ E140° 42′	1,134	3な	しＯＴＥ	24時間	平成27年8月20日	大谷ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
鷹巣上蟻にＤＭＥ同じ	秋田県北秋田市	N40° 12′ E140° 22′	1,206	1.5な	しＴＮＥ	8時から19時30分まで	平成27年8月20日	鷹巣ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第四項の表青森ＤＭＥの項中「平成11年９月９日から供用再開」を「平成27年８月20日から平成27年11月11日まで供用休止」に改め、同表大館ＤＭＥの項中「平成10年７月18日」の次に「（平成27年８月20日から平成27年11月11日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

附　則

この告示は、平成二十七年八月二十日から施行する。

○関東地方整備局告示第三百一号

次の道路に共同溝を建設するので、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第五条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月二十三日　関東地方整備局長　越智　繁雄

道路の種類　路線名
一般国道　二十号　世田谷区給田三丁目八〇七番二から調布市国領町二丁目二一番二三まで

国会事項

衆議院

質問書提出

七月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国家貿易における優遇枠に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
世界遺産登録における用語の解釈に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
安倍総理の答弁に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
ヘリウムガス吸引による事故に関する質問主意書（初鹿明博提出）
麻疹の感染者が沖縄に旅行に来たことに関する質問主意書（初鹿明博提出）
安保法制の問題点に関する質問主意書（鈴木克昌提出）
自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）
政府が設置する諮問機関に係る構成メンバーに関する質問主意書（鈴木貴子提出）

答弁書受領

七月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員初鹿明博提出母乳のインターネット販売に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博提出新国立競技場の整備費に関する質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳提出安倍首相の米国連邦議会上下両院合同会議における演説等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博提出ホルムズ海峡を迂回するパイプラインに関する質問に対する答弁書
衆議院議員仲里利信提出国が行政不服審査請求を行うことの適格性等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出ＴＰＰ交渉についての政府の見解等に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出ビザなし交流中止についての政府答弁に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府の対応等に関する質問に対する答弁書